

予算項目	固定資産取得費 － 固定資産取得費
物品番号	第 9 号

設 計 書

課 長	課長補佐	室長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和8年7月17日	納入期間	から
物品名	固相抽出装置購入				令和9年2月26日
納入場所	豊岩豊巻字上野164（豊岩浄水場 前処理室）			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)	摘 要	固相抽出装置一式	
	物品購入費				
	消費税等相当額				
	計				
				副務者 (職名) 氏名	
				主務者(監督員)(職名) 氏名	

内 訳 書

[illegible]

秋田市上下水道局

令和 8 年度

固相抽出装置
購入仕様書

秋田市上下水道局

1 適用

本仕様書は、「固相抽出装置購入」に適用する。

2 概要

水質検査に使用する固相抽出装置を購入するものである。

3 購入装置

固相抽出装置一式

装置の仕様は、別紙装置仕様書を参照すること。

4 納入期限

令和9年2月26日まで

5 納入場所

豊岩豊巻字上野164

豊岩浄水場 前処理室

6 納入条件

(1) 受注者は、契約締結後速やかに承諾願を提出し、発注者の承諾を受けること。

なお、承諾願には次の書類を添付すること。

ア 購入装置について、型番、性能等が分かる書類一式

イ 納入作業の工程表

ウ 連絡体系図

(2) 受注者は、前記の承諾を受けた後、発注者と日程調整して、購入装置の搬入、設置、配線、配管および動作確認等、購入装置が使用可能になるまでの作業（以下「納入作業」という。）を行うこと。

(3) 納入作業および既設装置の引取り処分については、受注者の負担で行うこと。

また、納入作業において生じた廃棄物は、受注者が適切に廃棄すること。

(4) 納入作業において、発注者が所有する施設等を破損した場合は、受注者の負担でこれを修理すること。

(5) 購入装置には、保証書および操作説明書を添付すること。

(6) 納入作業完了後速やかに、作業写真および動作確認の結果等を添付し、納入作業完了報告書（様式自由。）を提出すること。

7 衛生管理

受注者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

8 保証

- (1) 受注者は、購入装置のアフターサービスに努めること。
 - ア 即日連絡が取れる体制であること（土日および祝日は除く）。
 - イ 発注者からの相談に対して、適切な指導を行うこと。
- (2) 受注者は、納入後 1 年以内において納入装置に不具合が生じた場合には、7 2 時間以内（土日および祝日は除く。）に対応し使用可能な状態にすること。

9 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書に記載のない事項であり、当該装置を使用可能にするために具備しなければならない事項については、受注者の責任において充足すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であり、前項に該当しないものについては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、その都度速やかに発注者と協議すること。

装置仕様書 (別紙)

名 称	固相抽出装置	数量	一式
仕 様	1 形状・容量 外形寸法 W500×D600×H700(mm) 以内 2 性能 (1)同時に6検体以上の検体を処理できること。 (2)7種類以上の溶媒をセットできること。 (3)固相カートリッジのコンディショニングから試料通水、固相カートリッジの洗浄、乾燥、溶出、溶出液濃縮まで全自動で行えること。 (4)試料通水量を10-2000mLの範囲で設定可能であること。 (5)試料通水速度を1-100mL/minの範囲で設定可能であり、1mL/min単位で可変であること。 (6)固相カートリッジの脱水は、窒素ガス通気と吸引を同時に行えること。 (7)溶出液濃縮は、アルミブロックによる加温と、窒素吹き付けによる方式であること。 (8)オプションとして、自動バックフラッシュ機構を搭載すること。 (9)動作メソッド作成、編集用ソフトを付属すること。 3 電源 AC100V (50/60Hz)		
付属部品	機器を使用可能にするために必要な初期消耗品のほかに、交換用として次の部品を付属させること。 1 サンプルチューブライン (6 本入) 2 固相ラインチューブ (6 本入) 3 ルアープランジャーヘッド (6 個入) 4 固相ジョイント (6 個入) 5 シリンジ4方バルブラインチューブ (6 本入)		
備 考	1 装置設置上、空調工事、電気工事等が必要な場合、納入者の費用で実施すること。 2 廃棄する既存固相抽出装置搬出後、所有する既存固相抽出装置1台を廃棄する既存固相抽出装置が置かれていた場所に移動させること。 3 使用開始後1年以内において、製造上の不備等により故障が生じた場合は、直ちに納入者の負担により代替品等でこれを保証すること。		